

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月20日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

### 1 概要及び日程等

#### (1) 調達件名及び数量

令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

#### (2) 履行期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

#### (3) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

#### (4) 契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

#### (5) 契約書作成の有無

要

原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難しい者は、紙による契約書作成を認める。

#### (6) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

#### (7) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない。

#### (8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和8年3月16日（月）17時00分

#### (9) 入札書の提出期限

令和8年3月17日（火）17時00分

#### (10) 開札の日時及び場所

令和8年3月18日（水）13時30分

鹿児島労働局総務課及び鹿児島合同庁舎1階第3会議室

### 2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先（入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません）

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当：今村

電話：099-223-8275（内線：122） Mail: imamura-ayano.aw3@mhlw.go.jp

上記の交付場所、鹿児島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3)令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」（営業項目：建物管理等各種保守管理）の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- (4)次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間に次の（⑤及び⑥については 2 保険年度）保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5)資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7)商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。
- (8)厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9)過去 1 年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていない者であること。

#### 4 入札方法等

##### (1)入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2)電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

#### 5 その他

##### (1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2)入札保証金及び契約保証金

免除

##### (3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

##### (4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、（3）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

##### (5)落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であつて、当該入札者の入札価格が予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (6)手続における交渉の有無

無

##### (7)その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。



## 利用開始方法

📄 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>

政府電子調達(GEPS)を利用するには、「初めてご利用になる方へ」(上記URL)をご覧ください、STEP1～STEP3までの手順を実施していただく必要があります。

### STEP 1 全省庁統一資格の取得

入札に必要な資格を取得します。

調達ポータルで取得できる資格は「物品・役務(全省庁統一資格)」の区分のものです。

全省庁統一資格を取得すると、各省庁における物品・役務の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札に参加できるようになります。

※簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格を取得する必要があります。

### STEP 2 電子証明書の取得

調達ポータルでは電子証明書を利用した認証を行っています。

法人・個人事業主等、組織に所属する代表者等名義の電子証明書をご準備ください。(詳細は各認証局へお問い合わせください。)

電子証明書は「初めてご利用になる方へ」に記載の対応認証局で取得できます。(取得に必要な手続き等は、各認証局のホームページをご確認ください。)

個人事業主または電子委任状を登録済の代理人のみ、電子証明書を取得しなくてもマイナンバーカードが利用できます。(一部の機能は電子証明書がなくても利用できます。)

### STEP 3 環境設定・利用者登録

#### ●パソコンのセットアップ

お使いのパソコンにプラグイン等をインストールして、ブラウザを設定します。

「初めてご利用になる方へ」の操作マニュアルに従って設定してください。

#### ●利用者登録

調達ポータルに利用者を登録します。

調達ポータルを初めて利用するためには、組織に所属する代表者(代表取締役社長等)の利用者登録が必要です。

また、電子委任状を登録済みの代理人の場合は、代表者なしで利用者登録が可能です。

### お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

📄 <https://www.p-portal.go.jp/faq>



■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

●調達ポータル・電子調達システムに関するお問い合わせ

ナビダイヤル ☎ 0570-000-683

IP電話等 ☎ 03-4332-7803

受付時間:平日 9時00分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

●統一資格に関するお問い合わせ(全省庁統一資格事務処理センター)

IP電話等 ☎ 03-5511-1155

受付時間:平日 9時30分～17時30分

国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。  
FAX、メールでのお問合せは受付けておりません。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。



ジーブス

# 政府電子調達(GEPS)

## 便利でお得 調達手続きは「GEPS」

調達情報の確認、入札、契約、請求等を、  
インターネットを利用して行うことができます。

GEPSは  
調達ポータルに  
統合され、  
さらに便利に  
なりました。



詳細はポータルサイトをご覧ください

調達ポータル

検索





## 本システムについて

📄 <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/outline.html>

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。

### 利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、子ども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、検察庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、中小企業庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

### 対象契約

「物品役務」および「一部の公共事業」の調達における入札・開札、契約、受注、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

なお、以下の業務は対象外です。

#### ●物品役務のうち特殊なもの

政府所有米麦等の業務／在外公館等海外における業務／無償による物品・役務／防衛省の装備品等特殊なもの

#### ●本格的な公共事業

競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事実績、総合評価の技術評価点等）の審査等を行う事業。当該業務を使う主な発注者は次のとおり。

内閣府沖縄総合事務局開発建設部／文部科学省大臣官房文教施設企画部／農林水産省地方農政局／国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局／防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）



## ご利用のメリット

政府調達の一連の業務をワンストップでできる！



### ワンストップで手続き可能

全省庁統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。



### 移動や郵送料の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。



### 常時利用可能※

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。  
※システムメンテナンス時を除きます。



### 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。



### 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。



### 印鑑が不要※

電子署名により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。  
※法令で義務のある場合を除きます。

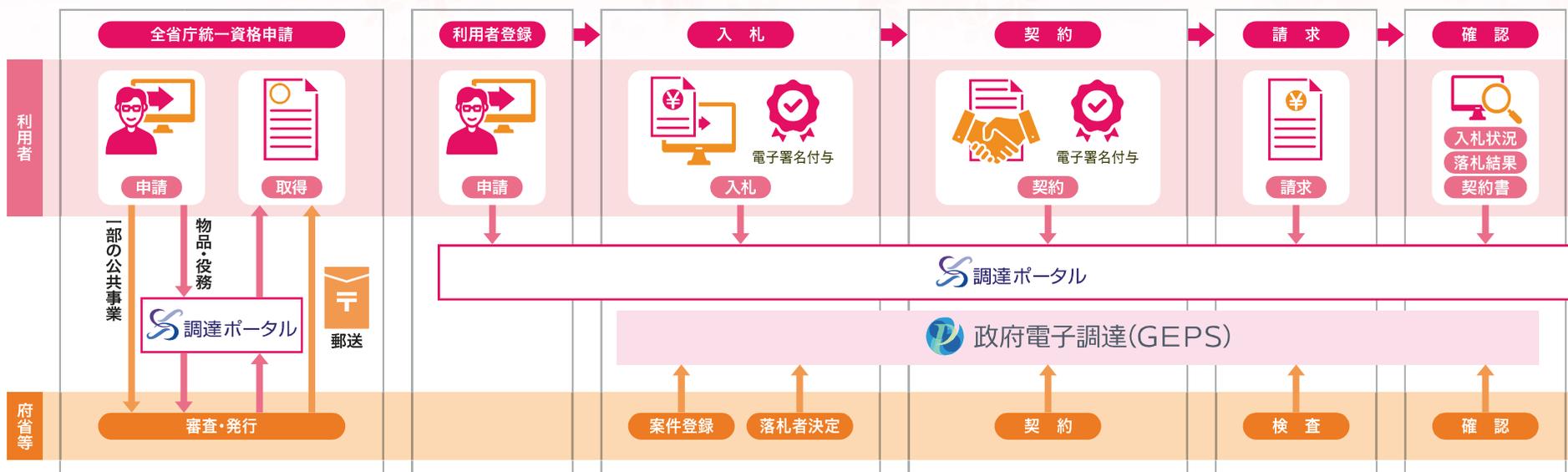


## 全省庁統一資格申請から入札・契約・請求・確認までの流れ

全省庁統一資格申請から入札、契約、請求までワンストップでできます。

なお、調達ポータルからは、全省庁統一資格の申請が可能です。

ただし、簡易な公共事業の入札には、各省庁が定める個別の資格が必要です。



入札説明書

令和8年度

鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

鹿児島労働局総務部総務課

---

○鹿児島労働局総務部総務課の入札公告(令和8年2月20日付け)に基づく入札等については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

○契約担当官等 支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長 堀池 岳

## I 個別事項

### 1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	令和8年度 鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務
(2) 履行期間	令和8年4月1日(予定)から令和9年3月31日まで
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
(4) 契約方法	一般競争入札(最低価格落札方式)
(5) 競争参加資格の等級	令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、九州・沖縄地域で「役務の提供等」(営業品目:建物管理等各種保守管理)の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
(6) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで (入札説明書の受領にあたり事前の連絡等は必要ありません)
(7) 入札説明会の日時及び場所	入札説明会は実施しない。
(8) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和8年3月16日(月) 17時00分
(9) 入札書の提出期限	令和8年3月17日(火) 17時00分
(10) 開札の日時及び場所	令和8年3月18日(水) 13時30分 鹿児島合同庁舎 1階第3会議室(鹿児島市山下町13-21)
(11) 低入札価格調査基準額の設定の有無(予定)	無
(12) 質問の期限	令和8年3月16日(月) 12時00分
(13) 入札保証金及び契約保証金	免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の100分の5以上に相当する金額を納付させる。

### 2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局総務部総務課会計第1係 担当: 今村

電話: 099-223-8275(内線: 122) Mail: imamura-ayano.aw3@mhlw.go.jp

### 3 質問等

入札者は入札公告、本入札説明書及び別紙等を熟読のうえ入札書を提出しなければならない。契約条件、仕様等に疑義がある場合は、入札書を提出するまでの間に当局に対して説明を求め、全て解決しておくこと。

(1) 本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

上記2照会窓口に記載のメールアドレスへ行うこと。

- ・質問送信後、必ず電話にて受信確認すること。
- ・電子メールで質問する場合には、メール本文に記載することとし、添付ファイル等は添付しないこと。(セキュリティの関係上、ファイルが添付された電子メールは自動的に削除される場合があるため)

② 照会窓口に持参

(2) 質問に対する回答は、質問者へ回答後、入札説明書受領通知書を提出された参加者へもメール等で共有する。

### 4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 前記競争参加資格の等級を有していること。  
(2) 本調達別冊「仕様書」を期間内に閲覧すること。

### 5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。(提出部数 各1部)

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒892-8535 鹿児島県鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階  
鹿児島労働局総務部総務課会計第2係 電話：099-223-8275

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書(入札説明書様式-1)

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書(入札説明書様式-2)

※開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものものの写しを提出すれば足りる。

③ 保険料納付に係る申立書(入札説明書様式-4)

④ 入札書(紙入札での参加者は、入札説明書様式-5を提出)(代理人が紙により入札する場合には、委任状(入札説明書様式-6)を併せて提出する必要がある。)

## 6 支払条件

契約書案（入札説明書別紙）記載のとおり。

## 7 契約日等

本調達に係る契約締結日は令和8年4月1日を予定している。ただし、当該予定日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しない場合は、契約締結日は予算が成立した日以後となる。また、暫定予算となった場合は、全体の契約期間のうち、暫定予算の期間分のみを対象とした契約となることがある。

（以下この頁余白）

## Ⅱ 共通事項

### 1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
  - ・ ヘルプデスク 0570 - 014 - 889
  - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

### 2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

### 4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
  - 予令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
    - ① 以下の各号のいずれかに該当する者
      - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
      - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
      - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
    - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
      - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の

品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

次に該当する者は、競争に参加することができない。

① 厚生労働省から指名停止を受けている者

② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者

③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

※ これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口に照会すること。

(3) 再委託を予定している者の取扱い

業務の全部を再委託しようとする者、業務における総合的な企画及び判断を再委

託しようとする者、業務遂行管理部分を再委託しようとする者は競争に参加することができない。

なお、原則として、契約金額の二分の一以上の再委託は承認しない。

#### (4) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものである。

### 5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

(1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

#### ① 電子調達システムにより入札する場合

ア 競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

※ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式又はZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

※ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

イ 前記にかかわらず、送付したファイルに不備が生じている場合であっても、内容確認に支障が無い場合には、支出負担行為担当官の判断により有効な提出として認める場合がある。

ウ 電子調達システムで入札参加をする場合であっても、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出することは差し支えない。ただし、システムの仕様上「証明書等／提案書等」の提出機能を用いて何らかのファイルを送付しなければ入札額の登録を行うことができないため、競争参加資格確認関係書類等を紙で提出する者は「証明書等／提案書等」の提出画面から、「入札説明書様式-3」を提出すること。

#### ② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送により

提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

- (2) 競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「I 個別事項」の2に記載した照会窓口へ連絡すること。

## 6 入札書に記載する金額

- (1) 入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。ただし、「I 個別事項」において契約金額と別に支払うこととされている経費については、この限りでない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札書の引換え等の禁止

- (1) 入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (2) 入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

## 8 電子調達システムによる入札書の提出

- (1) 電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札積算内訳書（入札説明書様式-5（2））の提出については、スキャナ等により電子データ化した入札積算内訳書を添付し、政府電子調達システムにて送信すること。
- (3) 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

## 9 紙による入札書の提出

- (1) 紙による入札を希望する者は、電子入札案件の紙入札方式での参加について（入札説明書様式-8）を上記I個別事項1の（8）の日時まで提出すること。

また、「入札説明書様式-5」により作成した入札書及び入札積算内訳書を持参は郵送しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。

- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が2者以上いる場合のくじ引き（16（3）参照）に使用される。

- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書を直接提出する場合は封筒に入れて封をし、その封皮に、宛名（鹿児島労働局支出負担行為担当官殿と記載）及び氏名（法人の場合はその名称又は照合）を記載（氏名の記載は、社名の記載してある封筒を使用することでも可）した上で、『令和8年3月18日開札「令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務一式の入札書在中」』と朱書しなければならない。

入札書に記入する数字はアラビア数字を、数字以外の文字は楷書体を用い、黒色ボールペンで鮮明に記入する。ただし、商号又は名称、代表者氏名及び代理人の氏名についてはゴム印等でも構わないものとする。入札書の日付は提出日を記入すること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に、『令和8年3月18日開札「令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務一式の入札書在中」』と朱書し、入札書を中封筒に入れて封をし、その封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記I個別事項2照会窓口宛に入札書の提出期限までに到着するように送付すること。

- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－6（1）」及び「入札説明書様式－6（2）」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。

## 10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
- ① 入札書に記名がされていないもの
  - ② 入札金額を訂正したもの
  - ③ 金額の数字及び入札者の名称等、記載事項が不明瞭なもの
  - ④ 同一の者による入札が複数あるもの
  - ⑤ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
  - ⑥ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
  - ⑦ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの
- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式－2」の誓約書（暴力団等に該当しない旨

の誓約書)を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時までに競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

## 12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

## 13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

## 14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状(既に提出済の場合を除く。)を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- (6) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

## 15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 紙による入札者又はその代理人は、当局職員が示す再度入札日時までに再入札書等【入札説明書様式-5(3)及び(4)】を提出すること。
- (4) 電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとし、スキャナ等により電子データ化した再入札書積算内訳書【入札説明書様式

- －5(4)】を添付して、政府電子調達システムにより送信すること。
- (5) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

## 16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、その場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。
- (4) 入札書に記載された入札金額と入札説明書様式－5(2)入札積算内訳書の金額に相違がある場合は、当然入札書に記載された入札金額で入札したものとする。
- (5) 再度入札を行った場合は、再入札書に記載された入札金額と入札説明書様式－5(4)再入札積算内訳書の金額に相違がある場合は、当然再入札書に記載された入札金額で入札したものとする。

## 17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

## 18 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。  
なお、電子契約書による契約を希望する者は、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に申し出るとともに、開札日までに電子調達システムの利用者権限を取得しておかなければならない。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。
- (3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

(5) 契約書の規定により再委託の申請をする際の所定の様式は、「入札説明書様式-7」とする。

#### **19 契約を締結しない場合の違約金**

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て））の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

#### **20 費用負担**

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

#### **21 書類の返還**

提出された書類は返還しない。

#### **22 入札者参加者の公開等に対する同意**

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

#### **23 臨機の措置**

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

◎ 様式等

- ・ 入札説明書様式－ 1 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書
- ・ 入札説明書様式－ 2 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・ 入札説明書様式－ 3 競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について
- ・ 入札説明書様式－ 4 保険料納付に係る申立書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (1) 入札書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (2) 入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (3) 再入札書
- ・ 入札説明書様式－ 5 (4) 再入札積算内訳書
- ・ 入札説明書様式－ 6 委任状
- ・ 入札説明書様式－ 7 (1) 再委託に係る承認申請書
- ・ 入札説明書様式－ 7 (2) 再委託に係る変更承認申請書
- ・ 入札説明書様式－ 7 (3) 履行体制図
- ・ 入札説明書様式－ 7 (4) 履行体制図変更届出書
- ・ 入札説明書様式－ 8 電子入札案件の紙入札方式での参加について
- ・ 別冊 仕様書

(以下この頁余白)



## 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
2. 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記1から5について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿



### 暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ）

年 月 日生

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－２別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。







[提出期限]

令和8年3月16日（月）17時00分

**競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について**

調達件名：令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

---

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：



[提出期限]

令和８年３月16日（月）17時00分

保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間（24か月間）に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、直近２年間（24か月間）に支払うべき社会保険料及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料の納付に係る書面を別添のとおり提出します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

所在地

名称

代表者氏名

\* 上記期間に係る領収印のある納付書の写し又は保険料の納入を証明する書面を添付すること。



[提出期限]  
令和8年3月17日（火）17時00分

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_ ー

（見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること）

入札件名：令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官  
鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。



# 再 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_

(見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること)

入札件名：令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)

(注) 「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。



[提出期限]  
令和8年3月17日（火）17時00分

## 委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人） 住 所  
所属（役職）  
氏 名

### 記

1. 入札件名：令和8年度  
鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務
2. 委任事項：  
（1）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限  
（2）復代理人の選任
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官  
鹿児島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。



[提出期限]  
令和8年3月17日（火）17時00分

## 委 任 状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人） 住 所  
所属（役職）  
氏 名

### 記

1. 入札件名：令和8年度  
鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務
2. 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官  
鹿児島労働局総務部長 殿



入札説明書様式－ 7 （ 1 ）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

令和 8 年度鹿児島労働局管内 12 官署における空調設備保守点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項



入札説明書様式－7（2）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務に係る再委託について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項



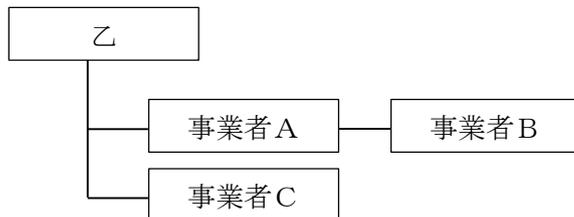
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区		
B			





入札説明書様式－7（4）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
鹿児島労働局総務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名

履行体制図変更届出書

契約書第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙のとおり



入札説明書様式－8

[紙入札申出提出期限]

令和8年3月16日(月)17時00分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務
- 2 政府電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 政府電子調達システムの導入予定時期
- 4 政府電子調達システムを導入できない理由(時期未定又は導入予定なしの場合に記入)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



入札説明書様式－８（記載例）

[紙入札申出提出期限]

令和８年３月１６日（月）１７時００分

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

鹿児島労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、政府電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

１ 入札案件名 令和８年度鹿児島労働局管内１２官署における空調設備保守点検業務

２ 政府電子調達システムでの参加ができない理由

- ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため
- ・ 電子調達システムの導入について検討中であるため

３ 政府電子調達システムの導入予定時期

令和○年○月頃 若しくは 時期未定 又は 導入予定なし

４ 政府電子調達システムを導入できない理由（時期未定又は導入予定なしの場合に記入）

※政府電子調達システム導入にあたって妨げとなっている事情や、その他電子調達システムを導入できない理由を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。



契 約 書 (案)

1. 件 名 令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 契約金額 金 円  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)  
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
5. 契約保証金 免除

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務一式（以下「業務」という。）に関し別記条項により契約を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県鹿児島市山下町13-21  
支出負担行為担当官  
鹿児島労働局総務部長 ○○ ○○

乙

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、別冊の仕様書に基づき、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、甲の使用する空調用設備機器（以下「機器」という。）の機能保全のために、定期及び臨時に乙の担当及び技術者、又は乙の指定する担当及び技術者を派遣し、常に正常な状態で機能が動作するよう保守点検を行うものとする。

2 本契約の対象となる機器及び設置場所は、別冊仕様書の別添1及び3のとおりとする。

(費用負担)

第3条 本契約書に別に定めるものを除き、乙が本契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第4条 乙は、業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、所定の様式により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

なお、この場合に乙は、再委託者の行為についてすべての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再委託者と約定しなければならない。

3 乙は、再委託先又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。以下同じ。）を受けた場合において、甲が再委託先の変更を求めたときはこれに応じなければならない。

4 乙は、再委託先を変更する場合は、所定の様式により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

5 この契約にいう「第三者」「再委託先」とは、特に定めのない限り乙と法人格を異にする者をいい、子会社等資本関係のある者であっても「第三者」「再委託先」に該当するものとする。

(履行体制)

第5条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を所定の様式により甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式7-(4)により履行体制図変更届出を書面により甲に提出し、承認を求めなければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更

(2) 事業参加者の住所のみの変更

(3) 契約金額のみの変更

3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるものとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

(遅滞料)

第6条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が遅滞料の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき乙に賠償請求することを妨げるものでない。

(納期の無償延期)

第7条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、前条第1項の規定にかかわらず、遅滞料を免除する。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第9条 乙は、甲が定める仕様書に基づき、業務契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

2 乙は、作業終了の都度「保守・点検結果報告書」を作成し、速やかに甲に提出して検査を受けなければならない。

3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」

に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第13条 乙は、本契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約によって知得した内容を保護するために必要な措置を講じなくてはならない。

（個人情報保護）

第14条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、業務を完了したときは、甲の指示に従い、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

5 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡するとともに、その詳細を書面にして報告しなければならない。

6 甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について質問し、資料の提出を求め、又は甲の指定する職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

（契約の解除等）

第15条 甲は、いつでも自己の都合によって、本契約を解除することができる。

2 乙が本契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でも本契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該

期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、他に定める場合を除き、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、本契約の履行に着手後、第15条第1項の規定による契約解除により損害が生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 乙が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。なお、甲が契約に際し当該書類を求めていない場合は除く。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第

7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当することとなったときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があったときは変更後の額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前項前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分について賠償請求することを妨げるものでない。

（損害賠償責任）

第20条 乙は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、甲等の提供する行政サービスの受領者（以下「受領者等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が受領者等に支払いを命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びに訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

3 甲は、乙が本契約に基づいて行う業務により生じた人体又は財物等の損害等については、賠償の責を負わないものとする。

（解除）

第21条 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に重大な支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- (2) 相当な理由がなく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき
- (3) 甲に重大な損害又は危害をおよぼしたとき
- (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき
- (5) 著しい納期の延期があったとき
- (6) 第27条に規定する瑕疵が重大で契約の目的を達することができないとき、又は同条に定める甲の請求に応じないとき
- (7) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき
- (8) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき
- (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
- (10) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき
- (11) 解散の決議をしたとき
- (12) 競争参加資格に反する事実が明らかになったとき
- (13) 法令に反する事実が明らかになったとき

2 甲が前項の規定により本契約を解除した場合には、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する金額を違約として請求できるものとする。

3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、前項の金額を違約罰として請求することができるものとする。

4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、**前条**に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

5 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の一部又は全部を解除することができる。

6 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。

(属性要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第23条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為があったと認められるときは、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第24条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第25条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第26条 第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲は、これにより乙に生じた損害について何ら賠償することを要せず、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が第22条、第23条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第22条、第23条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約単価（本契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じた金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の10の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第29条 甲は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基

づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第31条 甲は、納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

#### (契約金額内訳書の提出)

第32条 乙は、本契約締結後、速やかに契約金額の内訳を書面により提出しなければならない。

2 契約金額の内訳は、少なくとも年度別、仕様書上の業務別及び人件費とその他の経費別に金額が区分されたものでなければならない。ただし、商慣行その他の事情により、やむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 前2項により提出された内訳書の金額配分が、客観的に判断して合理的でないとは判断されるときは、甲は説明を求めることができる。

#### (法律、規格等の遵守)

第33条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

#### (紛争等の解決方法)

第34条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第35条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第13条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条第2項、第24条、第26条、第30条、第31条、第34条及び本条はなお有効に存続するものとする。

## 入札積算内訳書

件名	令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務		
	鹿児島労働基準監督署	一式	円
	加治木労働基準監督署	一式	円
	鹿児島公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所 宮之城出張所	一式	円
	国分公共職業安定所	一式	円
	国分公共職業安定所 大口出張所	一式	円
	加世田公共職業安定所	一式	円
	伊集院公共職業安定所	一式	円
	大隅公共職業安定所	一式	円
	出水公共職業安定所	一式	円
	指宿公共職業安定所	一式	円
	合計（税抜）		円
	※消費税を除いた金額を記載すること。		

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ積算します。

令和 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者

代 理 人

## 再入札積算内訳書

件名	令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務		
	鹿児島労働基準監督署	一式	円
	加治木労働基準監督署	一式	円
	鹿児島公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所	一式	円
	川内公共職業安定所 宮之城出張所	一式	円
	国分公共職業安定所	一式	円
	国分公共職業安定所 大口出張所	一式	円
	加世田公共職業安定所	一式	円
	伊集院公共職業安定所	一式	円
	大隅公共職業安定所	一式	円
	出水公共職業安定所	一式	円
	指宿公共職業安定所	一式	円
		合計	円
	※消費税を除いた金額を記載すること。		

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ積算します。

令和 年 月 日

住 所  
商 号  
代 表 者

代 理 人

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和8年度鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務

### 2 目的

空調設備機器の機能を常に安全かつ良好な状態に維持するとともに、経済的、効率的利用を図ることを目的とする。

### 3 対象官署

別添1「対象官署一覧」のとおり。

### 4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 参加資格

「入札公告」及び「入札説明書」に記載のとおり。また、鹿児島県内に営業所又は支店を有していること。

### 6 委託作業の詳細

点検内容・・・別添2「空調設備保守点検作業仕様書」のとおり。

対象機器・・・別添3「対象機器一覧表」のとおり。

※ 別添3「対象機器一覧表」をもとに、各対象官署において必要な作業を別添2「空調設備保守点検作業仕様書」のとおり実施すること。

※ 本仕様書は委託業務の大要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、各対象官署が必要と認めた作業については、落札業者が契約金額の範囲内で実施しなければならない。

※ 屋上の排水溝、ドレンに植栽土又は枯葉等の堆積があれば除去すること。

※ 対象設備の保守・点検等に必要な器具、器械及び消耗品等にかかる一切の費用は、落札業者の負担とする。

※ 契約期間中の対象設備の増減については、契約金額の範囲内で対応すること。なお、各対象官署の著しい増減（±50%以上）については別途協議を行うこととする。

### 7 定期点検について

(1) 作業は原則午前8時30分から午後5時15分までの間に行うこととするが、実施にあたっては各対象官署と協議を行い決定すること。

(2) 落札者は、各対象官署の担当者と立ち入り禁止区域や作業場の留意事項につい

て十分な打ち合わせを行うこと。また、必要に応じて、各対象官署の担当者と打ち合わせを行うこと。

- (3) 落札者は、下記担当者あてに、作業日程及び作業責任者・作業員が記された名簿を作業実施予定日の1週間前までに必ず提出すること。作業日程については、必要に応じて調整を行うこととする。また、法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する資格証等の写しを提出すること。
- (4) 対象設備の点検などに必要な器具、器械及び消耗品等にかかる一切の費用は落札業者の負担とする。
- (5) フロンを使用した空調機器に対しては、フロン排出抑制法に基づく点検を年1回以上することとし、点検などに必要な器具、器械及び消耗品等にかかる一切の費用は落札業者の負担とする。

## 8 保守について

- (1) 空調設備が正常に作動しない等の緊急連絡があった場合は、鹿児島労働基準監督署及び鹿児島公共職業安定所については **1時間以内**で、それ以外の官署については **3時間以内**に現地に赴き、一時対応処置の作業を実施し、速やかに正常な状態に回復させること。ただし、正当な理由で通報当日に到着できない場合は、各対象官署の担当者と相談の上、翌日（閉庁日を除く）までに対応すること。連絡の時間に関しては年間を通し、24時間体制とする。

なお、修理や整備に伴う各部品は、早急に調達し、その後協議の上施工する。

一時対応処置、下記(2)保守の範囲の作業に係る費用及び交通費は当空調設備保守点検業務の契約金額に含まれるものとする。

- (2) 保守の範囲は以下のとおり。

- ・ 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ・ 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ・ ボルト、ねじ等でゆるみがある場合の増し締め
- ・ 冷却塔に設置している簡易薬注装置「アクアス社製 ソーラーリプレ」で使用  
する複合水処理剤「レジオムニック 400」の調達及び補充（目安は 72ℓ。  
代替品は認めない）  
冷房使用期間（目安）：6月～10月 使用時間帯（目安）：8時～19時
- ・ 次に示す消耗部品の交換又は補充  
潤滑油、グリース、充填油、ランプ類、ヒューズ、パッキン、ガスケット、  
Oリング類、精製水等
- ・ 接触部分、回転部分等への注油
- ・ 軽微な損傷がある部分の補修
- ・ 塗装（タッチペイント）
- ・ その他これらに類する軽微な作業
- ・ 保守に用いる消耗品、付属品等は落札業者の負担とする。

## 9 記録及び報告

- (1) 作業終了後は作業が終了した旨を各対象官署の担当者に報告し、「保守・点検結果報告書」を該当官署及び下記担当者へ提出すること。また、フロン排出抑制法に定める「点検記録簿」を作成し、該当官署に提出すること。
- (2) 業務遂行中に異常などを発見した場合は、「保守・点検結果報告書」と共に点検不良箇所一覧表を提出すること。また、必要に応じて写真を添付すること。
- (3) 「保守・点検結果報告書」は点検項目、判断基準（規定値）、結果、判定の各項目を作成することを原則とする。
- (4) 業務遂行中異常を発見(緊急連絡による点検時に異常を発見した場合を含む)し、保守の範囲を超える修理などが必要なときは速やかに下記担当者に連絡すること。また、異常の内容、対処方法などを明記した見積書を作成し、下記担当者あてに速やかに提出すること。その際、見積書のあて先は「支出負担行為担当官 鹿児島労働局総務部長」とすること。

見積書作成にかかる費用は、当空調設備保守点検業務の契約金額に含まれるものとする。実際の修繕にあたっては、原則として国の契約にかかる指針に基づき会計第二係により入札又は見積もり合わせを行ったうえで実施する。

## 10 作業員に関する事項

- (1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うこと。
- (3) 落札者は作業員の身元、風紀、衛生及びその他規律に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 作業員には、制服を着用させ氏名を明示させること。
- (5) 作業に関しては、機器の専門点検の方法について十分な知見を有する者が行うか立ち会うこと。
- (6) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報の漏洩等が起こらないようにすること。
- (7) 落札者は、作業員に対して安全衛生及びその他業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。
- (8) 作業中は禁煙とし、節水・節電を心がけ、また、各官署の職員及び来客者の通行に極力支障が生じないように留意するとともに、機器を操作する際には、十分に安全確認を行い、事故の無いようにする。

万一、作業中に事故が発生した場合は、落札者がその責任を負うこと。

## 11 施設・設備の使用等に関する事項

作業現場及び使用した施設については、火気に十分注意し、常に整理・整頓を心がけるとともに、作業実施に際し、建築物、設備及び物品などに損害を及ぼすことのないよう十分注意すること。点検業務従事者の故意又は過失により庁舎の備品及び物品並びに第三者に損害を与えた時は、受託者は直ちに委託者に報告するとともに

に、その賠償の責任を負うものとする。

## 12 再委託について

受注者は、当該業務の全部を第三者（会社法第2条第3号に規定する子会社を含む。）に委託（以下「再委託」という。）することはできない。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、以下による。

- (1) 別に定められた様式により鹿児島労働局に対して再委託に係る承認申請を行い、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (2) 再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、鹿児島労働局に対し全ての責任を負うものとする。
- (3) 本契約を遵守するために必要な事項について、契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。
- (4) 再委託者の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲等を記載した「履行体制図」を委託者に対して提出し、履行体制について明らかにしなければならない。

## 13 その他の留意事項

- (1) 落札者は仕様書などについての不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。
- (2) 契約内容の履行確認のため、委託者は定期的な現場の巡回や、作業報告書等の確認を行うこととしているため、落札者は委託者からサンプル検査等の要請があった場合、履行を客観的に証明する資料（作業報告書や写真等）を提出すること。

### 【連絡先】

住所：〒892-8535

鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

担当者：鹿児島労働局総務部総務課会計第一係 今村

電話：099-223-8275

メール：imamura-ayano.aw3@mhlw.go.jp

## 対象官署一覧

名称	住所	電話番号	担当職員
鹿児島労働基準監督署	〒890-8545 鹿児島市薬師 1 - 6 - 3	099-214-9175	業務課長
加治木労働基準監督署	〒899-5211 姶良市加治木町新富町 9 8 - 6	0995-63-2035	監督課長
鹿児島公共職業安定所	〒890-8555 鹿児島市下荒田 1 - 4 3 - 2 8	099-250-6061	庶務課長
川内公共職業安定所	〒895-0063 薩摩川内市若葉町 4 - 2 4 1 階	0996-22-8609	庶務課長
川内公共職業安定所 宮之城出張所	〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地 2 0 3 5 - 3	0996-53-0153	出張所長
国分公共職業安定所	〒899-4332 霧島市国分中央 1 - 4 - 3 5	0995-45-5311	庶務課長
国分公共職業安定所 大口出張所	〒895-2511 伊佐市大口里 7 6 8 - 1	0995-22-8609	出張所長
加世田公共職業安定所	〒897-0031 南さつま市加世田東本町 3 5 - 1 1	0993-53-5111	管理課長
伊集院公共職業安定所	〒899-2521 日置市伊集院町大田 8 2 5 - 3	099-273-3161	管理課長
大隅公共職業安定所	〒899-8102 曾於市大隅町岩川 5 5 7 5 - 1	099-482-1265	管理課長
出水公共職業安定所	〒899-0201 出水市緑町 3 7 - 5	0996-62-0685	管理課長
指宿公共職業安定所	〒891-0404 指宿市東方 9 4 8 9 - 1 1	0993-22-4135	管理課長

## 空調設備保守点検作業仕様書

### 1 吸収式冷温水発生機（ガス焼きパックタイプ式冷温水発生機）

シーズン開始時点検・・・・・・・・・・期間中 2 回実施

シーズン中間時点検・・・・・・・・・・期間中 1 回実施

シーズン終了点検・・・・・・・・・・無し

- a. 運転状態の点検（運転状態の把握）
- b. 作業前点検（本体部品等損傷の有無、養生）
- c. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、盤内点検清掃）
- d. 抽気操作（真空ポンプによる抽気）
- e. 本体付属バルブ切替（冷暖房の目視点検）
- f. 保安装置確認（サーモスタット関係、圧力・断水スイッチ関係、炎検出器）
- g. 気密状態確認（真空度の確認）
- h. 燃焼装置点検（バーナー点検、点火装置点検、噴射ポンプ・ストレーナ）
- i. 自動制御装置（作動確認）
- j. 運転調整データ採取（異音・異常振動の有無、燃焼確認調整、総合判断）
- k. 冷却水系統（吸収・凝縮器の水抜き及びブラシ洗浄、流量確認調整）
- l. 高温再生器煙管（簡易清掃）
- m. 排ガス測定（O<sub>2</sub>、CO）
- n. チューブ清掃（別途作業 汚れ及び熱交換の異常がある場合）
- o. 吸収液分析（サンプリング及び溶液調整・・・冷房中間時点検のみ）
- p. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認、養生撤収）

### 2 冷却塔

シーズン時点検・・・・・・・・・・期間中 2 回実施

- a. 運転状態の点検（運転状態の把握）
- b. 作業前点検（本体部品等損傷の有無、養生）
- c. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、盤内点検清掃）
- d. 本体付属バルブ切替確認（冷暖房時確認）
- e. 安全装置確認
- f. 潤滑油系統点検 油量 汚れ確認
- g. レジオネラ菌検出検査  
（菌の有無及び水質の検査・・・冷房中間時点検のみ）自動制御装置（作動確認）
- h. 運転調整データ採取（異音・異常振動の有無、燃焼確認調整、総合判断）
- i. 送風機系統点検 ベルトプーリー 軸受点検 給油 ファンローター点検  
回転方向の確認
- j. 試運転調整 各計器による総合判定 電圧 電流 圧力 温度 冷媒温度 冷却風 タイマ  
ー制御
- k. 簡易薬注装置への薬剤補充
- l. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認、養生撤収）

- 3 ポンプ（冷却水ポンプ、冷温水ポンプ [エアハンド、FCU 系統]）  
 定期点検・・・・・・・・・・・・・期間中 2 回実施
- a. 作業前点検（本体外観・周囲の状況）
  - b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
  - c. 計器類点検（破損・針のふれ）
  - d. 弁類点検（漏れ・損傷の有無）
  - e. 駆動部系統点検（カップリングゴム磨耗点検、ベルト点検、芯だし点検調整）
  - f. 軸受部点検（潤滑油量・汚れ、異音・異常振動の有無）
  - g. 軸封部点検（漏れ・発熱の有無）
  - h. 運転調整・データ採取（異音・異常振動の有無、運転調整点検、総合判定）
  - i. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

- 4 タンク類（開放型膨張タンク）  
 定期点検・・・・・・・・・・・・・期間中 2 回実施
- a. 作業前点検（警報停止、本体外観・周囲の状況）
  - b. 外観点検（配管類点検、塗装、断熱材の良否）
  - c. タンク内部点検（水槽内部点検清掃、弁・配管類点検、内部圧力点検）
  - d. 液面制御装置点検（ボールタップ作動点検、フロートスイッチ点検、警報装置作動点検）
  - e. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
  - f. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

- 5 空気調和機  
 シーズン時点検・・・・・・・・・・・・・期間中 2 回実施
- a. 作業前点検（運転状態の把握、本体外観・周囲の状況）
  - b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
  - c. 送風機系統点検（ベルト・プーリー点検、軸受点検給油、ファンローター点検）
  - d. 熱交換器系統点検（ファンコイル点検清掃、断熱材点検）  
     排水系統点検（ドレンパン点検清掃、ドレン通水テスト）  
     空気清浄装置点検（プレフィルター清掃、メインフィルター清掃、電気集塵装置点検）
  - e. 加湿装置点検（動作確認・・・暖房開始時点検、暖房中間時点検のみ）
  - f. 冷温水系統点検（漏れの確認）
  - g. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
  - h. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

- 6 ユニット型空気調和機  
 シーズン時点検・・・・・・・・・・・・・期間中 2 回実施
- a. 作業前点検（運転状態の把握、本体外観・周囲の状況）
  - b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
  - c. 送風機系統点検（ベルト・プーリー点検、軸受点検給油、ファンローター点検）
  - d. 熱交換器系統点検（ファンコイル点検清掃、断熱材点検）  
     排水系統点検（ドレンパン点検清掃、ドレン通水テスト）

空気清浄装置点検（プレフィルター清掃、メインフィルター清掃、電気集塵装置点検）

- e. 冷温水系統点検（漏れの確認）
- f. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- g. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

## 7 ファンコイルユニット（天井埋込型）

シーズン時点検・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- c. 送風機系統（ファンローター点検、モーター異音）
- d. 熱交換器系統点検（ファンコイル点検）
- e. 排水系統点検（ドレンパン点検確認）
- f. 冷温水系統点検（漏れの確認）
- g. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、運転調整点検）
- h. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

## 8 空冷パッケージエアコン、空冷ビルマルチエアコン

シーズン時点検・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 絶縁抵抗測定・電流測定
- c. フィルター清掃水洗浄 屋外作業
- d. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、温度設定、制御機能の判定）
- e. 作業終了時点検（外面清掃）
- f. フロン排出抑制法に定める定期点検（業界団体が策定している冷媒漏えい点検ガイドライン等に準拠した適切な方法でおこなうこと）、冷媒としてフロン類を充填する必要がある場合は充填

## 9 全熱交換器

プレフィルター清掃・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

シーズンイン点検・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 絶縁抵抗測定・電流測定
- c. 水洗浄 屋外作業
- d. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、温度設定、制御機能の判定）
- e. 作業終了時点検（カバー清掃、養生撤去、スイッチ・設定の確認）

## 10 自動巻き取り型エアフィルター

巡回点検・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 機器据え付け・回転部確認
- c. フィルター巻き取り残量の確認点検

- d. 運転状況点検（異音・異常振動の有無、制御機能の判定）
- e. 作業終了時点検（カバー清掃、養生撤去、スイッチ、電灯・設定の確認）
- f. 0点、スパン、ゲイン調整
- g. 標準計器（又は実測）による指示、記録、校正
- h. 電源電圧のチェック
- i. エレメントの清掃、点検、特性チェック
- j. 各部機構の腐食、汚染等のチェック

## 11 送風機

定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・期間中2回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定、操作盤内点検清掃）
- c. 羽根車点検（回転方向、変形・破損・汚れ）
- d. ダンパー類点検（変形・損傷の有無）
- e. 駆動部系統点検（ベルトカバー変形有無、プーリー磨耗点検、ベルト点検、芯だし点検調整）
- f. 軸受部点検（給油、異音・異常振動・発熱の有無）
- g. 運転状況点検（データ測定、異音・異常振動の有無）
- h. 作業終了時点検（外面清掃、スイッチ類確認・復旧）

## 12 天井扇・有圧換気扇

定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・期間中1回実施

- a. 作業前点検（運転状況の把握、本体外観・周囲の状況）
- b. 電気系統点検（絶縁抵抗測定・電流測定）
- c. 羽根車点検（回転方向、変形・破損・汚れ）
- d. 運転状況点検（異音・異常振動の有無）
- e. 作業終了時点検（スイッチ・設定の確認）

※ 作業内容は、冷房開始時点検・冷房中間時点検・暖房開始時点検（以下「シーズン時点検」という。）定期点検及び定期調整並びに巡回点検に分類し、それぞれに応じ必要な箇所を点検する。

※ 本仕様で、点検箇所に該当しても被覆材に覆われている等、作業に相当な労力等を要する場合は、委託者の判断により作業を省略する事ができる。

ただし、周辺部の状況から判断して、明らかに不良の状態にあると認められる場合は、その旨を委託者に報告し、委託者の指示に従う。

※ 本仕様に記載がなくとも業務上当然必要と判断される事項についても点検・調整・整備を行なう。

※ 作業実施の際に、委託者が提供する物品は次の通り。

- (1) 保守に必要な燃料、電気、水
- (2) 有償項目については、別途協議する。

## 官署名:鹿児島労働基準監督署

記号	機器名	仕様	台数	備考
ACP-1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	FHGP71DG(室内機) 2台 RZRP140BC(室外機) 1台	1	
ACP-2	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	AIU-RP1123H(室内機) 2台 ROA-RP2243HS(室外機) 1台	1	
ACP-3	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PL-ERP140HA2(室内機) 2台 PUZ-ERMP280KA3(室外機) 1台	2	
ACP-4	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PL-ERP112HA2(室内機) 2台 PUZ-ERMP224KA3(室外機) 1台	2	
ACP-5	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PL-ERP80HA2(室内機) 2台 PUZ-ERMP160LA13(室外機) 1台	1	
ACP-6	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	PL-ERP71HA2(室内機) 2台 PUZ-ERMP140LA13(室外機) 1台	1	
FS-1	シロッコファン	No.2 SRM2	1	
FS-2	シロッコファン	No.1 1/2SRM2	1	
FS-3	シロッコファン	No.1SRM2	1	
FE-4-1	シロッコファン	BG-21CTE	1	
FE-5-1	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-6-1	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-7-1	シロッコファン	BF-16CSE	1	
FE-8	シロッコファン	BF-17CSE	1	
FE-4-2	シロッコファン	BG-21CTE	1	
FE-5-2	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-6-2	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-7-2	シロッコファン	BF-16CSE	1	
ラインファン	ラインファン	V-19ZMT-1	1	
天井扇	換気扇	VFP-13LYO	1	
FE-4-3	シロッコファン	BG-21CTE	1	
FE-5-3	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-6-3	シロッコファン	BG-19BSE	1	
FE-7-3	シロッコファン	BF-16CSE	1	
FE-9	シロッコファン	No.1SRMU	1	
天井扇	換気扇	VD-18ZX6-C	1	
FE-1	シロッコファン	No.2 SRM2	1	
FE-2	シロッコファン	No.1 1/2SRM2	1	
FE-3	シロッコファン	No.1SRM2	1	
	全熱交換器	LGH-25RS2	1	電算室

## 官署名:加治木労働基準監督署

記号	機器名	仕様	台数	備考
	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	型式:PUSY-P160MH2(室外機) 1台 型式:PLFY-P56LMG6(室内機) 2台 型式:PLFY-P45LMG6(室内機) 1台	1	事務室・署長室
	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	型式:RQYP140DB(室外機) 1台 型式:FXYCP56MD他(室内機) 2台 型式:FXYCP28MD他(室内機) 1台	1	事務室・認定室
	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	型式:PUHY-RP280DMG6(室外機) 1台 型式:PLFY-P80LMG6(室内機) 3台	1	2階会議室
	空冷ヒートポンプパッ ケージエアコン	型式:FDCVP1403HG(室外機) 1台 型式:FDFVXP1403G(室内機) 1台	1	伝送機械室
	ルームエアコン	型式:AO-S403KS2(室外機) 1台 型式:AS-S403KS2(室内機) 1台	1	2階休憩室
	ラインファン	NO.11/4SMMU	1	男子・女子トイレ
	ラインファン	BG-19BSC	1	2F書庫
	ラインファン	BG-17ASC	1	2F湯沸室
	換気扇	VD-15ZT	1	女子トイレ
	全熱交換ユニット	LGH-65R	1	1階事務所・署長室
	全熱交換ユニット	LGH150	1	1階機械室
	全熱交換ユニット	LGH150	1	1階認定室
	全熱交換ユニット	LGH-100R2Z-60	1	2階倉庫

## 官署名:鹿児島公共職業安定所(グレー網掛けについては同等品)

記号	機器名	仕様	台数	備考
CH-1	直焚吸収式冷温水機	型式:CH-MG90C	1	
CT-1	冷却塔	型式:KMBL-92GS	1	
PCH-1	冷温水ポンプ	型式:80×65FS4J67.5(エバラ製)	1	
PCD-1	冷却水ポンプ	型式:100×80FS4J611(エバラ製)	1	
AC-1	空調機	型式:FCV-120K2(木村工機製)	1	
AC-2	空調機	型式:FCV-220K2(木村工機製)	1	
AC-3	空調機	型式:FCV-30K2(木村工機製)	1	
FCU-1	カセット型ファンコイル	型式:201GK(木村工機製)	50	
FCU-2	カセット型ファンコイル	型式:301GK(木村工機製)	2	
ACP-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン	型式:PUHY-P450M-E-BSG(三菱電機) 室内機:5台	1	
ACP-2	空冷ヒートポンプマルチエアコン	型式:PUHY-P355M-E-BSG(三菱電機) 室内機:3台	1	
ACP-1	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	型式:MPU-RP140HA7(室外機) 1台 型式:MPC-RP140KA3(室内機) 1台	1	通信機械室
	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	型式:RZYP112AA	1	増築棟
	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	型式:MPUZ-RP50HA7-BS・MPUZ-RP40HA7-BS	2	男子女子休憩室
HEU-1	全熱交換ユニット	型式:LGH-35(三菱電機)	1	
	自動巻取型エアフィルター	型式:TRF49×1900RH	1	屋上機械室設置
FE-11	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-21	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-31	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-22	シロッコファン	BG-17ASD	1	
FE-32	シロッコファン	BG-17ASD	1	
FE-14	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-24	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-34	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-15	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-25	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-35	消音ボックス付ファン	CMIII-U-21	1	
FE-16	シロッコファン	BF-17CTD	1	
FE-17	シロッコファン	BF-17CTD	1	
FE-26	シロッコファン	BE-10YSD	1	
FE-27	シロッコファン	BE-10YSD	1	
FE-41	遠心送風機	CLFIII-NO.21/2	1	
FE-42	遠心送風機	CLFIII-NO.21/2	1	
FE-45	遠心送風機	CLFIII-NO.2	1	
FS-41	遠心送風機	CLFIII-NO.21/2	1	
FS-42	遠心送風機	CLFIII-NO.2	1	
FS-43	遠心送風機	CLFIII-NO.3	1	
FS-44	シロッコファン	BF-21ETD	1	
FS-45	遠心送風機	CLFIII-NO.21/2	1	

## 官署名:川内公共職業安定所

記号	機器名	仕様	台数	備考
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:MPUZ-P224HA4	1	ホール(1)系統
		4方向カセット型室内機		
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:MPUZ-P224HA4	1	ホール(2)系統
		4方向カセット型室内機		
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:MPUZ-P50HA3	1	庶務課系統
		2方向カセット型室内機		
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:MPUZ-P50HA3	1	所長室系統
		4方向カセット型室内機		
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:MPUZ-P224HA3	1	会議室
		2方向カセット型室内機		
ACR	ルームエアコン	室外機型式:MUZ-SV40TS	1	相談室
		室内機型式:MSZ-SV40TS-W		
/	ルームエアコン	室外機型式:RAS-401PAV	1	サーバー室
		室内機型式:RAS-401PV(W)		
/	ルームエアコン	室外機型式:SRC22SW	1	休憩室
		室内機型式:SRK22SW-W		
HEU1	全熱交換器	LGH-80RS4	5	
HEU2	全熱交換器	LGH-15CS4	1	
HEU3	全熱交換器	LGH-15CS4	1	
HEU4	全熱交換器	LGH-15CS4	1	
	換気扇	VD-15ZT	1	印刷室

## 官署名:川内公共職業安定所宮之城出張所

記号	機器名	仕様	台数	備考
RHU-1	吸収式冷温水機	型式:CH-40K	1	
CT-1	冷却塔	型式:CTK-40ES	1	
PCH-1	冷温水ポンプ	型式:65×50FS4J65.5	1	
PCD-1	冷却水ポンプ	型式:65×50FS4J65.5	1	
OP-1	オイルポンプ	型式:20ROE646	1	
ACU-1	ユニット型空気調和機	型式:AK-14VK	1	
ACU-2	ユニット型空気調和機	型式:AK-9VK	1	
AFE-1	電気集塵機	型式:#4-58	1	
AFE-2	電気集塵機	型式:#4-48	1	
ACC-1	コンパクト型空気調和機	型式:ASC-611FK	1	
	シロッコファン	1 1/2 SMU	1	リフレッシュ室
	シロッコファン	1 1/4 SMM3	1	喫煙室コーナー
FE-4	シロッコファン	1 1/2SMU	1	男子女子多目的トイレ
	換気扇	VD-13ZC	1	ゴミ庫
	換気扇	NBH-631	1	給湯室
FS-1	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	機械室給気
FE-1	シロッコファン	1 1/4 SMM3	1	機械室排気
FS-2	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	電気室給気
FE-2	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	電気室排気
FS-3	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	書庫給気
FE-3	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	書庫排気
FE-9	シロッコファン	1 1/4SMM3	1	倉庫・印刷室
FE-13	シロッコファン	1 1/2SRM3	1	会議室
	シロッコファン	型式不明	1	男子、女子トイレ
	シロッコファン	1SMM3	1	男子ロッカー
	シロッコファン	1SMM3	1	女子ロッカー
	フードファン	1SMM3	1	倉庫トイレ前
FE-12	全熱交換ユニット	LGH-35CS3	1	休養室
	全熱交換ユニット	LGH-35CS3	1	休養室

## 官署名:国分公共職業安定所

記号	機器名	仕様	数量	備考
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP1121H 1台 室内機型式:FDPVP1121 1台	2	会議室 西・東
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP1401H 1台 室内機型式:FDPVP1401 1台	1	会議室
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:ROA-J904H 1台 室内機型式:AIU-J906HG 1台	3	2階事務室 西
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:RAS-GP80RSH3 1台 室内機型式:RCI-GP80K3 1台	1	相談事務室 北
ACP	ルームエアコン	室外機型式:RAC-E25V 1台 室内機型式:RAS-E25V 1台	1	1階休憩室
ACP	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:PUZ-ERMP224KA 1台 室内機型式:PL-ERP112EA9 2台	1	1階事務室
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP631H 1台 室内機型式:FDTVP631 1台	1	1階事務室 東
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:RAS-GP56RSH3 1台 室内機型式:RCI-GP56K3 1台	1	相談事務室 南
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:ROA-RP1121H 1台 室内機型式:AIU-RP1123H 1台	1	1階事務室 西
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:PUZ-ERMP112LA13 1台 室内機型式:PK-RP112KA19 1台	1	2階サーバー室
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP801H 1台 室内機型式:FDTVP801 1台	2	2階事務室 東 署長室
ACP	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:ROA-RP2243HS 1台 室内機型式:AIU-RP1123H 2台	1	2階事務室 選考室兼会議室
ACP	ルームエアコン	室外機型式:AO-S40E2 1台 室内機型式:AS-S40E2W 1台	1	相談室
ACP	ルームエアコン	室外機型式:AO-V25D 1台 室内機型式:AS-V25DW 1台	1	書庫
	ラインファン	FY-21CG1	1	男子女子便所
	換気扇	FY-20MC1	1	女子職員用便所
	換気扇	VD-18Z13	1	1階湯沸室
	シロッコファン	NO.2SRM	1	電気室
	有圧扇	EF-30BS	1	サーバー室兼更衣室
	換気扇	VD-18Z13	1	2階湯沸室
	ラインファン	FY-21CG1	1	2階男子女子便所
	ラインファン	FY-27S2	1	選考室
	全熱交換ユニット	LGH-35CS4	2	1階事務室
	全熱交換ユニット	LGH-50CS4	1	1階事務室
	全熱交換ユニット	LGH-25CS4	1	マザーズコーナー
	全熱交換ユニット	LGH-50CS4	3	2階事務室
	全熱交換ユニット	LGH-50CS4	1	2階事務室
	全熱交換ユニット	LGH-15CS4	1	2階署長室

## 官署名:国分公共職業安定所大口出張所

記号	機器名	仕様	台数	備考
ACP	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	室外機型式:MPUZ-ERP160KA 1台 室内機型式:MPLZ-RP56BA3 3台	1	1階事務所 事務所側
ACP	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	室外機型式:MPUZ-ERP140KA 1台 室内機型式:MPLZ-RP71BA3 2台	1	2階会議室
ACP	空冷ヒートポンプマルチ エアコン	室外機型式:MPUZ-ERP112HA7 1台 室内機型式:MPLZ-RP56BA3 2台	1	1階事務所 玄関入口側
ACP	空冷ヒートポンプパッ ケージエアコン	室外機型式:MPZ-ERP56HA7 1台 室内機型式:MPK-RP56KA3 1台	1	2階選考室
ACP	ルームエアコン	室外機型式:RAC-F28SX-1 1台 室内機型式:RAF28SX-1 1台	1	1階システム機械室
ACP	ルームエアコン	室外機型式:MUFZ-K4022AS 1台 室内機型式:MFZ-K4022ASW-IN 1台	1	2階休憩室
	シロッコファン	BG-23CTB	1	1階便所
	換気扇	FY-25EEZ	1	玄関ホール
	シロッコファン	型式不明	1	1階湯沸室
	有圧扇	PF-25ATC	1	機械室給気
	シロッコファン	BF-17CTB	1	便所
	有圧扇	PF-25ASC	1	書庫
	換気扇	VD-15ZC7	1	選考室
	シロッコファン	BG-19BSB	1	湯沸室
	全熱交換ユニット	LF-200X-60	1	機械室 1階系統
	全熱交換ユニット	LGH-100R-60	1	2階会議室
	全熱交換ユニット	VL-1500Z5C	1	2階休憩室

## 官署名:加世田公共職業安定所

記号	機器名	仕様	数量	備考
OACP-1-1	外気処理ユニット	室外機型式:RAS-AP280DS 1台 室内機:RPWI-AP2100KFG 1台	1	加湿器付属
ACP-1-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:RAS-AP224DS4 1台 室内機 カセット型 8台	1	
ACP-1-2	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:RAS-AP224DS4 1台 室内機 カセット型 6台	1	
	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:RAS-AP40SH2 1台 室内機型式:RCIS-AP40K2 1台	1	通信機械室
OACP-2-1	外気処理ユニット	室外機型式:RAS-AP140DG2 1台 室内機:RPWI-AP1080KFG 1台	1	加湿器付属
OACP-2-2	外気処理ユニット	室外機型式:RAS-AP140DG2 1台 室内機:RPWI-AP1080KFG 1台	1	加湿器付属
ACP-2-1	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:RAS-AP224DS4 1台 室内機 カセット型 6台	1	
ACP-2-2	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:RAS-AP140DG2 1台 室内機 カセット型 6台	1	
FE-1-1	シロッコファン	BF-16S3	1	
FE-1-2	シロッコファン	BF-16S3	1	
FE-1-3	シロッコファン	BF-12S3	1	
FE-1-4	シロッコファン	BF-12S3	1	
FE-1-5	シロッコファン	BF-12S3	1	
FE-1-6	シロッコファン	BF-12S3	1	
FE-1-7	レンジフードファン	VD-18Z4SW	1	
FE-1-8	シロッコファン	BFS-30SUC	1	
FE-1-9	シロッコファン	BF-19S3	1	
FE-2-1	シロッコファン	型式不明	1	2階男子トイレ
FE-2-2	シロッコファン	型式不明	1	2階女子トイレ
FE-2-3	シロッコファン	BFS-30SUC	1	
FE-2-5	シロッコファン	BFS-80SUC	1	
FS-2-5	シロッコファン	BF-17S3	1	
FE-2-6	レンジフードファン	VD-18Z4SW	1	
FE-2-7	シロッコファン	型式不明	1	2階休憩室前室
FE-2-8	遠心送風機	JF-150S2	1	
FS-2-8	遠心送風機	JF-150S2	1	
FE-2-9	消音ボックス付送風機	型式不明	1	2階情報通信室

## 官署名:伊集院公共職業安定所

記号	機器名	仕様	数量	備考
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP112HZ 1台 室内機型式:FDTVP112Z 1台	1	1階事務室
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:ROA-AP507J 1台 室内機型式:AIK-AP506H 1台	1	1階サーバー室
ACP	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:CU-P160H7 1台 室内機型式:CS-P80U7H 2台	1	2階事務室
ACP	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:RZRP224A 1台 室内機型式:FHCP112EM 2台	2	1階待合事務室 待合室
ACP	空冷ヒートポンプマルチエアコン	室外機型式:FDCVP224HD3A 1台 室内機型式:FDTVP112D3 2台	2	2階選考室 西 東
ACP	空冷ヒートポンプパッケージエアコン	室外機型式:FDCVP80HZ 1台 室内機型式:FDTVP80Z 1台	1	2階所長室
ACP	ルームエアコン	室外機型式:MUZ-JXV2818 1台 室内機型式:MSZ-JXV2818-W 1台	1	2階休憩室
	ラインファン	BF-17CSB	1	1階給湯室
	換気扇	V-15ZS2	1	女子更衣室
	シロッコファン	NO.11/2SRM II	1	トイレ用
	ラインファン	BG-19BSB	1	2階給湯室
	換気扇	V-15ZS2	1	2階印刷室
	全熱交換ユニット	LGH-50CS3	4	事務所
	全熱交換ユニット	LGH-50RS3	4	会議室
	全熱交換ユニット	LGH-35CS3	2	事務所
	全熱交換ユニット	LGH-15CS3	1	署長室

## 官署名:大隅公共職業安定所

記号	機器名	仕様	台数	備考
RHU-1	小型吸収式冷温水機	型式:CH-V40 冷凍能力:120,960KCAL/H	1	
CT-1	冷却塔	型式:角形クロスフロー型 開放型 冷凍能力:224,000KCAL/H	1	
PCD-1	冷却水ポンプ	SJ4-80×65H 63.7 片吸込渦巻ポンプ	1	
PCH-1	冷温水ポンプ	SJ4-65×50H 63.7 片吸込渦巻ポンプ	1	
PO-1	油ポンプ	GPL II-20 20m/m×0.4kw	1	
PU-1	小型加圧給水ポンプ	THP6-206S	1	
TE-1	密閉膨張タンク	HM-18 18L	1	
TWH-1	補給水タンク	TE-100 100L	1	
AC-1	空気調和機	CH-120EK(横型)	1	
AC-2	空気調和機	CV-030EK(縦型)	1	
AFE-1	電気集塵器	NE-HM220BLT 処理風量:11,040m <sup>3</sup> /h	1	
AFE-2	電気集塵器	NE-HA160BLT 処理風量:2,300m <sup>3</sup> /h	1	
ACP-1	ルームエアコン	MLZ-4017S 冷房能力:4.0kw 暖房能力:5.6kw	1	
ACP-2	マルチルームエアコン	MXZ-6017S 冷房能力:6.0kw 暖房能力:7.8kw 室内機 (40タイプ) 冷房能力:3.2kw 暖房能力:4.6kw 室内機 (28タイプ) 冷房能力:2.8kw 暖房能力:3.4kw	1	
HEU-1	全熱交換ユニット	型式:LGH-25CST	1	
HEU-2	全熱交換ユニット	型式:LGH-15CST	1	
FS-1	シロッコファン	型式:NMU # 102-7 (0.2KW)	1	
FE-1.6.7	シロッコファン	型式:NMU # 102-7 (0.2KW)	5	
FS-2	シロッコファン	型式:NMU # 121-7 (0.4KW)	1	
FE-2	シロッコファン	型式:1 I/2SMU26.28	1	
FE-3	シロッコファン	型式:NMU # 101-7 (0.1KW)	1	
FE-4	シロッコファン	型式:BFS-100SA	1	
FE-5	シロッコファン	型式:MF-No.1	1	
TO-1	地下オイルタンク	950L	1	
TOS-1	地下オイルサービスタンク	100L	1	

## 官署名:出水公共職業安定所

記号	機器名	仕様	台数	備考
RHU-1	直だき吸収式冷温水機	型式:SUW-H30G(サンヨー) 製造番号:81352343	1	
CT-1	冷却塔	SCTR50NE 特Z NOC0311150429	1	
PCD-1	冷却水ポンプ	65φ×510L/min×20mH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×5.5KW×4P	1	
PCH-1	冷温水ポンプ	50φ×300L/min×25mH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×3.7kw×4P	1	
AC-1	ユニット形空気調和機	立型 外気混合式 立形 冷房能力:37900KCAL/H 暖房能力:32500KCAL/H	1	
ACC-1	コンパクト形空気調和機	外気混入形 床置形 AVZ104 冷房能力:23200KCAL/H 暖房能力:14800KCAL/H	1	
ACC-2	コンパクト形空気調和機	床置形 AVZ4A 冷房能力:5700KCAL/H 暖房能力:8600KCAL/H	1	
ACC-3	コンパクト形空気調和機	床置形 AVZ5A 冷房能力:16700KCAL/H 暖房能力:12400KCAL/H	1	
ACP-1	パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式 天井カセット型 1方向吹出 冷房能力:2.8kw 暖房能力:1.2kw	1	
ACP-2	パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式 天井カセット型 2方向吹出 冷房能力:3.6kw 暖房能力:5.0kw	1	
ACP-3	パッケージ型空気調和機	空冷ヒートポンプ式 天井カセット型 2方向吹出 冷房能力:3.6kw 暖房能力:6.0kw	1	
AFE-1	電気集塵機	処理風量:8580m <sup>3</sup> /h 立形 初期抵抗:12mm.H <sub>2</sub> O	1	
ACB-1	パネル形エアフィルター	寸法:600×600×1	2	
HEU-1	全熱交換機ユニット	天井埋込形 120m <sup>3</sup> /h×5mmH <sub>2</sub> O×0.05kw	1	
HEU-2	全熱交換機ユニット	天井埋込形 90m <sup>3</sup> /h×5mmH <sub>2</sub> O×0.05kw	1	
TE-1	膨張タンク	開放形 TE-100 容量:100L	1	
TWR-1	補給水タンク	開放形 TE-100 100L	1	
TW-1	保有水タンク	貯湯タンク広形 1000L	1	
VAV-1	変風量ユニット	風量センサータイプ 1200m <sup>3</sup> /h	1	
FS-1	送風機	天吊形 #1 1/2 1190L/h×7mmH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FS-2	送風機	天吊形 910L/h×14mmH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×0.2kw ミニシロッコファン	1	
FE-1	送風機	天吊形 #1 1/2 1050L/h×10mmH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-2	送風機	天吊形 910L/h×7mmH <sub>2</sub> O 電源:3φ×200v×0.2kw ミニシロッコファン	1	
FE-3	送風機	天吊形 350L/h×9mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-4	送風機	天吊形 350L/h×7mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-5	送風機	天吊形 240L/h×6mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-6	送風機	天吊形 210L/h×7mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-7	送風機	天吊形 240L/h×6mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-8	送風機	天吊形 240L/h×6mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-9	送風機	天吊形 480L/h×9mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-10	送風機	天吊形 480L/h×9mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	
FE-11	送風機	天吊形 170L/h×8mmH <sub>2</sub> O 電源:1φ×100v×0.1kw ミニシロッコファン	1	

## 官署名:指宿公共職業安定所

記号	機器名	仕様	台数	備考
RHU-1	小型吸収冷温水機	灯油焚き 二重効用型 冷房能力:105kw 暖房能力:105kw 冷温水量:300L/min 冷却水量:510L/min 電源:3φ×200v×4.5kva	1	
CT-1	冷却塔	冷却能力:195kw 冷却水量:510L/min 電源:3φ×200v×3.7kw	1	
PCD-1	冷却水ポンプ	片吸込渦巻形 65φ×510L/min×20mH2O×4P 電源:3φ×200v×3.7kw	1	
PCH-1	冷温水ポンプ	片吸込渦巻形 50φ×300L/min×25mH2O×4P 電源:3φ×200v×3.7kw	1	
PO-1	オイルポンプ	ギアポンプ	1	
TE-1	膨張タンク	開放形 TE-100 容量:100L	1	
TWR-1	補給水タンク	開放形 TE-100 100L	1	
TW-1	タンク	貯湯タンク広形 100L	1	
TQ-1	地下オイルタンク	TP-0.95 950L	1	
TOS-1	オイルサービスタンク	TOS-100 容量:100L	1	
AC-1	ユニット形空気調和機	立型 外気混合式 冷房能力:52.5kw 暖房能力:45.6kw	1	
ACC-1	ユニット形空気調和機	床形 外気混入式 冷房能力:29.3kw 暖房能力:22.3kw	1	
ACC-2	ユニット形空気調和機	床形 外気混入式 冷房能力:16.5kw 暖房能力:13.4kw	1	
ACR-1	ルームエアコン	室外機型式:MXZ-5621AS 1台 室内機型式:MLZ-RX2822AS 2台	1	
HEU-1	全熱交換機	天井埋込形 120m³/h×60pa 電源:1φ×100v×0.1kw	2	
VAV-1	変風量ユニット	風量センサータイプ 1900m³/h 消音形	1	
VAV-2	変風量ユニット	風量センサータイプ 1420m³/h 消音形	1	
VAV-3	変風量ユニット	風量センサータイプ 1250m³/h 消音形	1	
VAV-4	変風量ユニット	風量センサータイプ 1150m³/h 消音形	1	
VAV-5	変風量ユニット	風量センサータイプ 540m³/h 消音形	1	
VAV-6	変風量ユニット	風量センサータイプ 430m³/h 消音形	1	
CAV-1	定風量ユニット	メカニカルタイプ 3260m³/h 消音形	1	
FS-1	送風機	天吊形 No3 1930m³/h×200Pa 電源:3φ×200v×0.5kw	1	
FS-2	送風機	片吸込多翼送風機 天吊形 No11/2 1330m³/h×180Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FS-3	送風機	片吸込多翼送風機 天吊形 No11/2 1270m³/h×170Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-1	排風機	天吊形 No3 1930m³/h×250Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-2	排風機	片吸込多翼送風機 天吊形 No11/2 1330m³/h×220Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-3	排風機	片吸込多翼送風機 天吊形 No11/2 1270m³/h×200Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-4	排風機	消音ボックス付き送風機 天吊形 1030m³/h×120Pa 電源:3φ×200v×0.4kw	1	
FE-5	排風機	消音ボックス付き送風機 天吊形 750m³/h×100Pa 電源:3φ×200v×0.2kw	1	
FE-6	排風機	ミニシロッコファン 天吊形 630m³/h×90Pa 電源:3φ×200v×0.2kw	1	
FE-7	排風機	ミニシロッコファン 天吊形 440m³/h×70Pa 電源:1φ×100v×0.1kw	2	
FE-8	排風機	ミニシロッコファン 天吊形 440m³/h×160Pa 電源:1φ×100v×0.2kw	1	
FE-9	排風機	消音ボックス付き送風機 天吊形 440m³/h×70Pa 電源:1φ×100v×0.1kw	1	

# 入札説明書受領通知書

鹿児島労働局総務部総務課 会計第一係 今村 行

メールアドレス:imamura-ayano.aw3@mhlw.go.jp

入札件名	令和8年度 鹿児島労働局管内12官署における空調設備保守点検業務	
入札参加方法 (いずれかに○を付けてください)	電子調達システム	紙入札
入札説明書受領日	令和 年 月 日	
会社名		
担当者名		
担当者連絡先		
メール		
備考		

※ 入札説明書を当局ホームページからダウンロードされた方は、本票を作成の上、上記宛先へ送信してください。

※ 本票は、本件入札に関して連絡を行う必要が生じた際の連絡先の確認のためのものです。

※ 上記のメールアドレスの@以降の記載は、アルファベットの小文字で「エムイチエルダブリュー ドットジーオー ドットジェイピー」となります。